

大気汚染防止法に基づく 水銀排出施設届出の手引

(事業者用)

令和8年4月

山形県

大気汚染防止法（以下「法」という。）における水銀の規制について

(1) 目的（第1条関係）

工場等における水銀等の排出を規制し、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的とする。

(2) 定義（第2条関係ほか）

① 水銀等

水銀及びその化合物をいう。

② 水銀排出施設

工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、法施行令で定めるものをいう。（表2）

③ 要排出抑制施設

- ・ 製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）
- ・ 製鋼の用に供する電気炉

(3) 届出（第18条の28、第18条の29、第18条の30及び第18条の36第2項関係）

水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするとき等に、山形県知事（山形市内の区域については山形市長）に届け出なければならない。

届出が必要な事項及び届出期限等は表1のとおりである。

(4) 排出基準の遵守義務（第18条の33関係）

水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

排出基準は、施設の種類及び規模ごとに定められている（資料編参照）。

(5) 水銀濃度の測定義務（第18条の35関係）

水銀排出施設の設置者は、大気汚染防止法施行規則で定める頻度において、当該水銀排出施設に係る水銀濃度の測定、記録し、保存しなければならない（資料編参照）。

なお、3年間継続して以下の①～③のいずれかに該当する場合は粒子状水銀濃度の測定を省略して構わない。

① 粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること

② 自主測定結果の年平均値が、 $50 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 未満である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であるもの

③ 自主測定結果の年平均値が、 $50 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 以上である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度の比率が5%未満であり、かつ、粒子状水銀の濃度が $2.5 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 未満であるもの

ただし、この場合であっても、3年に1度は粒子状水銀濃度及びガス状水銀濃度を測定し、①～③のいずれかに該当していることを確認すること。

(6) 要排出抑制施設の設置者の自主的取組（第18条の37関係）

要排出抑制施設を設置している者は、当該施設からの水銀等の大気中への排出に関し、自らが行う遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定、記録、保存することその他の水銀等の排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の状況及びその評価を公表しなければならない。

表 1 法に定める主な届出一覧

条 項	内 容
第 18 条の 28 第 1 項	<p>水銀排出施設の設置の届出</p> <p>水銀排出施設を設置しようとするときは、設置しようとする日の 60 日以上前までに届出が必要です（更新を含む。）。</p>
第 18 条の 29 第 1 項	<p>水銀排出施設の使用の届出</p> <p>法改正等により施設が水銀排出施設となった際、現にその施設を設置しているときは、当該施設が水銀排出施設となった日から 30 日以内に届出が必要です。</p>
第 18 条の 30 第 1 項	<p>水銀排出施設の構造等の変更の届出</p> <p>既に届け出た水銀排出施設の次のいずれかを変更しようとするときは、変更しようとする日の 60 日以上前までに届出が必要です。</p> <p>(1) 水銀排出施設の構造（バーナーの変更等）</p> <p>(2) 水銀排出施設の使用の方法（燃料、原材料の変更等）</p> <p>(3) 水銀等の処理の方法（水銀処理施設の変更等）</p>
第 18 条の 36 第 2 項（第 11 条を準用）	<p>氏名の変更等の届出</p> <p>氏名、名称、住所、法人の代表者、工場・事業場の名称及び所在地を変更したとき並びに水銀排出施設の使用を廃止したとき（休止を除く。）は、その日から 30 日以内に届出が必要です。</p>
第 18 条の 36 第 2 項（第 12 条第 3 項を準用）	<p>承継の届出</p> <p>水銀排出施設を譲り受けたり、借り受けたりしたとき、又は相続、合併により届出者の地位を承継したときは、承継した日から 30 日以内に届出が必要です。</p>

表2 法の対象となる水銀排出施設一覧

番号 (注1)	大気汚染防止法 水銀排出施設	規 模 要 件	
1	小型石炭混焼ボイラー	○ 燃焼能力50L/時以上10万L/時未満のもの（石炭専焼ボイラーを除く。）	
2	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー	○ 燃焼能力 50L/時以上の石炭専焼ボイラー又は 10 万 L/時以上の石炭混焼ボイラー	
3	銅又は金の一次精錬施設	○金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉並びに金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉 ・原料処理能力 1 t/時以上	・銅又は金の一次精錬用のもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
4	鉛又は亜鉛の一次精錬施設	○・金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。） ・火格子面積 1 m ² 以上 ・羽口面断面積 0.5 m ² 以上 ・燃焼能力（注3）50L/時以上	・鉛又は亜鉛の一次精錬用のもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
5	銅の二次精錬施設	○銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料処理能力 0.5t/時以上	・銅の二次精錬用のもの
	鉛又は亜鉛の二次精錬施設	○鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ・燃焼能力 10L/時以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上 ○亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料処理能力 0.5t/時以上	・鉛又は亜鉛の二次精錬用のもの（鉛の二次精錬用の溶解炉には鉛合金の製造を含まない。） ・製鋼用電気炉ばいじんから亜鉛を回収する焙焼炉等（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
6	金の二次精錬施設	・原料処理能力 0.5t/時以上	・金の二次精錬用のもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	○ 火格子面積 1 m ² 以上 ○ 燃焼能力 50L/時以上 ○ 変圧器の定格容量 200kVA 以上	
8	廃棄物焼却炉（一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉等）	○ 火格子面積 2 m ² 以上 ○ 焼却能力 200kg/時以上 （専ら排出事業者が設置する廃油焼却施設であって、原油精製工程から排出された廃油以外を取り扱うものを除く。）	
9	石炭ガス化複合発電施設（IGCC 施設）	○ 燃焼能力 50L/時以上	
10	水銀回収施設	○水銀回収義務付け産業廃棄物（注2）又は水銀含有再生資源（注3）を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。） ・施設規模による裾切りはなし。	

注1) 大気汚染防止法施行規則別表第3の3の項番号

注2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定

注3) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定

①
水銀排出施設設置~~（使用、変更）~~届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 殿

②〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇

届出者 〇〇工業株式会社

代表取締役 山形太郎

③

大気汚染防止法第18条の28第1項~~（第18条の29第1項、第18条の30第1項）~~の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	④ 〇〇工業(株)山形工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑤ 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 △△市△△町△△	※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種別	⑥ 8項 廃棄物焼却炉	※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
参 考 事 項			

- 備考 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 施行規則様式第2による受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、当該受理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

◎届出書は正本及びその写しの2部提出すること

① 届出の種類

- ・ 『設置（使用、変更）』のうち、該当する届出の種類を残し、不要な部分を二重線で見え消しにすること（訂正印不要）。
（該当する届出の種類が不明な場合は、届出先に確認すること。）

② 届出者の氏名及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(1) 氏名等

- ・ 個人の場合は、個人の氏名を記入すること。
- ・ 法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入すること。
- ・ 任意組合、共同企業体の場合は、原則としてすべての構成員（構成企業の代表者）が届け出ること。ただし、(2)のとおり、委任状の添付により、被委任者が届け出ることができる。また、共同企業体等で協定書等により届出に係る代表者を明確に規定している場合には、その資料を添付することにより当該代表者名で届け出ることができる。

(2) 代理人による届出

- ・ 代理人（工場長、行政書士等）が届け出る場合は、委任状を添付すること。（巻末の様式例参考にすること。）

(3) 住所

- ・ 届出者の住所を記載する。法人の場合、ばい煙発生施設の設置場所に関わらず当該法人の本社の住所を記載すること。
- ・ 郵便番号も併せて記載すること。

③ 届出の条項

- ・ ①に準じる。なお、届出の種類と条項の関係は次のとおり。
水銀排出施設 設置 届出 : 法第18条の28第1項
水銀排出施設 使用 届出 : 法第18条の29第1項
水銀排出施設 変更 届出 : 法第18条の30第1項

④ 工場又は事業場の名称

- ・ 工場又は事業場の名称を記載すること。
- ・ ばい煙発生施設設置前等で名称が決定していない場合には、仮称を記載し、（仮称）を付けること。また、工場又は事業場名称が決定した後、忘れずに氏名等変更届出により名称の変更について届け出ること。

⑤ 工場又は事業場の所在地

- ・ ばい煙発生施設の設置場所の土地の地番でなく、工場又は事業場敷地全体の代表住所（住居表示）を記載すること。
- ・ ばい煙発生施設設置前等で住所（住居表示）が確定していない場合には、当該敷地内の代表地番を記載すること。また、住所（住居表示）が決定した後、忘れずに氏名等変更届出により所在地の変更について届け出ること。
- ・ 併せて郵便番号も記載すること。

⑥ 水銀排出施設の種類

- ・ 水銀排出施設の種類について、表2を参考に記載すること。
（例：8 廃棄物焼却炉）
- ・ 施設種類がわからない場合は、届出先に確認のうえ記載すること。

水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号	① 1号炉	
名称及び型式	② E社製 ストーカー式焼却炉 ABC型	
設置年月日	③ 年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	④ 〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	⑤ 年 月 日	年 月 日
燃料の燃焼能力 (重油換算 l/h)	⑥	
原料の処理能力 (t/h)		
火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)		10
変圧器の定格容量 (kVA)		
焼却能力 (kg/h)		1,230

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

※1 水銀排出施設1施設ごとに1列使用すること。3施設以上については届け出る場合は、当該様式を複写して使用すること。

※2 変更届出の場合は、水銀排出施設ごとに左欄に変更前(前回届出の記載内容を転記)、右欄に変更後の内容を記載することとする。この場合、変更後については、変更のあった部分のみ記載すること。

① 工場又は事業場における施設番号

- ・ 工場又は事業場における水銀排出施設に番号を付すこと。
- ・ 既設の分も含めて複数の水銀排出施設がある場合には、番号が重複しないように注意すること。

② 名称及び形式

- ・ 水銀排出施設の名称、メーカー名、型番等を記載すること。

③ 設置年月日

※ 水銀排出施設変更(使用)届出時のみ記載すること。

- ・ 変更(使用)届出に係る水銀排出施設の設置工事に着手した年月日を記載すること。

④ 工事着手予定年月日

⑤ 使用開始予定年月日

- ・ 水銀排出施設に係る工事の着手予定年月日及びばい煙発生施設の使用開始予定年月日を記載すること。
- ・ 工事着手予定年月日は、届出受理日から実施の制限の期間である60日間を経た後の日とすること。

⑥ 規模

- ・ それぞれの水銀排出施設の規模要件が定められている項目についてのみ記載すること。(それ以外は空欄とすること。)

※ 規模について不明な場合は、施設のメーカー等に問い合わせること。

また、当該規模の確認できる資料(仕様書やカタログ、設計計算書等)を添付すること。

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		① 1号炉			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	② 8時～ 17時 9時間/回 1回/日 24日/月		時～ 時	時間/回 回/日 日/月
	季節変動	③ 通年			
原材料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類	④ 廃プラ・木くず・汚泥			
	使用割合	⑤ 廃プラ・木くず・汚泥 3 : 6 : 1			
	原材料中の水銀等含有割合	⑥ 廃プラ : 0.2 mg/kg 木くず : 0.3 mg/kg 汚泥 : 0.02mg/kg			
	1日の使用量	⑦ 14.76 t/日			
燃料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類	⑧			
	燃料中の水銀等の含有割合				
	通常の使用量				
	混焼割合				
排出ガス量 (Nm ³ /h)		湿り	⑨最大 44,000 通常 38,000	最大	通常
		乾き	最大 35,000 通常 29,000	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)		⑩ 11.5			
水銀濃度 (μg/Nm ³)	全水銀	⑪ 1.6			
	ガス状水銀	1.5			
	粒子状水銀	0.1			
参考事項					

- 備考 1 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。
 2 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
 3 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出のために採っている方法等を記載すること。

- ※1 水銀排出施設1施設ごとに1列使用すること。3施設以上について届け出る場合は、当該様式を複写して使用すること。
- ※2 変更届出の場合は、水銀排出施設ごとに左欄に変更前(前回届出の記載内容を転記)、右欄に変更後の内容を記載することとする。この場合、変更後については、変更のあった部分のみ記載すること。
- ① 工場又は事業場における施設番号
別紙1の施設番号に合わせ、施設ごとに②以降の事項を記載すること。
 - ② 1日の使用時間及び月使用日数等
 - ・ 上段には平均的な操業状態での水銀排出施設の使用時間を記載すること。24時間連続の場合は0時から24時と記載すること。
 - ・ 下段には平均的な操業状態での水銀排出施設の1回当たりの使用時間、1日当たりの使用回数、1か月当たりの使用日数を記載すること。
 - ③ 季節変動
 - ・ 水銀排出施設の使用状況が季節的に変動する場合に、その変動状況を記載すること。(例：〇月から〇月まで使用、冬季〇割減、夏季のみ使用 等)
 - ・ 通常の操業状態において、年間を通じて特に使用状況に変動が無い場合には「通年」と記載すること。
 - ④ 原材料：種類
 - ・ 水銀排出施設で使用する原材料(廃棄物を含む。)で、水銀等の排出に影響するものの種類を記載すること。
 - ⑤ 原材料：使用割合
 - ・ 複数の原材料を使用する場合、通常の使用状況における各々の使用割合を記載すること。(原材料が1種類のみの場合には「100%」と記載すること。)
 - ⑥ 原材料：原材料中の成分割合
 - ・ 原材料中の水銀含有量について、使用原材料の分析結果(成分表)に基づく含有量(mg/kg)を記載すること。
 - ・ 事業者において水銀含有量の測定が不可能な場合は、空欄でも差支えない。(例：梱包された状態での処理が求められる感染性廃棄物等)
 - ⑦ 原材料：1日の使用量
 - ・ 原材料の通常の使用状況における1日当たりの使用量を記載すること。
 - ・ 単位(kg、t等)を明記すること。
 - ⑧ 燃料
 - ・ 水銀等の排出に影響のあるものに限り記載すること。
 - ⑨ 排出ガス量(※)
 - ・ 水銀排出施設から排出される排出ガス量について、湿りガス量及び乾きガス量の最大値及び通常値を記載すること。
 - ・ 標準状態(温度が零度で圧力が1気圧の状態)に換算した量を記載すること。
 - ・ 排出ガスの処理のため排風機、誘引ファン等が設置してある場合には、当該排風機等の能力を考慮すること。
 - ⑩ 排出ガス中の酸素濃度(※)
 - ・ 排出ガス中の排出口における残存酸素濃度(%)を記載すること。
 - ⑪ 水銀濃度(※)
 - ・ 設置の届出の時点で実測値が得られない場合には設計値でも可とする。定期測定結果との乖離があった場合は変更届を提出すること。
- ※ ⑨～⑪については、数値の算出根拠を記載した書類を添付すること。

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号		① 系統 1			
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号		② 1号炉			
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式		③ろ過式集じん機 BBB 型			
設	置	年	月	日	
		④			
		年	月	日	
着		手		予	
定		年	月	日	
		⑤			
		〇〇年	〇〇月	〇〇日	
使		用		開	
始		年	月	日	
		⑥			
		年	月	日	
処 理 能 力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	湿り	最大 44,000 通常 38,000	最大 通常	
		乾き	最大 35,000 通常 29,000	最大 通常	
	排出ガス温度 (°C)	処理前	160		
		処理後	145		
	排出ガス中の酸素濃度 (%)		11.5		
	水銀濃度 (µg/Nm ³)	全水銀	処理前	3.8	
			処理後	0.34	
		ガス状水銀	処理前	⑦ 3.0	
			処理後	0.30	
		粒子状水銀	処理前	0.80	
			処理後	0.04	
	捕集効率 (%)	全水銀	91		
ガス状水銀		90			
粒子状水銀		95			
使 用 状 況	1 日 の 使 用 時 間 及 び 月 使 用 日 数 等	⑧ 8時～ 17時 9時間/回 1回/日 24日/月		時～ 時 時間/回 回/日 日/月	
	季 節 変 動	⑨ 通年			

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、施行規則様式第 2 による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第 13 条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

※1 水銀排出施設1施設ごとに1列使用すること。3施設以上について届け出る場合は、当該様式を複写して使用すること。

※2 変更届出の場合は、水銀排出施設ごとに左欄に変更前(前回届出の記載内容を転記)、右欄に変更後の内容を記載することとする。この場合、変更後については、変更のあった部分のみ記載すること。

- ① 水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号
 - ・ 水銀処理施設について、それぞれ施設番号を付けること。
 - ・ 届出に係る水銀排出施設に接続されるすべての水銀処理施設について記載すること。
 - ・ 既設分も含めて複数の水銀処理施設がある場合には、番号が重複しないように注意すること。
- ② 処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号
 - ・ 当該水銀処理施設に接続するすべての水銀排出施設の施設番号(届出様式別紙1の①に記載した番号)を記載すること。
- ③ 水銀処理施設の種類、名称及び形式
 - ・ 水銀処理施設の種類、名称、形式について簡潔に記載すること。
- ④ 設置年月日
 - ・ 変更届出の場合等の届出時点で既に設置されている場合にのみ記載すること。
 - ・ 設置年月日は水銀処理施設設置に係る工事に着手した年月日とする。
- ⑤ 工事着手予定年月日
- ⑥ 使用開始予定年月日
 - ・ 水銀処理施設に係る工事の着手及び使用開始予定年月日を記載すること。
 - ・ 記載にあたっては、届出様式別紙1の④、⑤を参考とすること。
- ⑦ 処理能力(排出ガス量～捕集効率)
 - ・ 水銀処理施設の設置がある場合のみ記載すること。
 - ・ 記載した数値の根拠となる設計計算書等を添付すること。(届出様式別紙2の⑨～⑪で添付した書類と兼ねてもよい。)
 - ・ 施設の構造上の理由などにより測定が不可能な場合においては、「処理前」「捕集効率」の欄は空欄で差し支えない。
- ⑧ 使用状況：1日の使用時間及び月使用日数等
- ⑨ 使用状況：季節変動
 - ・ 水銀処理施設の使用時間及び月使用日数等を記載すること。
 - ・ 通常、水銀排出施設の使用時間等(届出様式別紙2の②に記載)と同じ。異なる場合はその理由等を余白に記載すること。

別紙 4

添 付 書 類

1. 水銀排出施設及び水銀処理施設の性能を示す書類
別添 1 のとおり
2. 使用燃料及び使用原材料の成分表
別添 2 のとおり
3. 排出ガス量及び水銀濃度等の設計計算書
別添 3 のとおり
4. 水銀排出施設及び水銀処理施設の設置場所（案内図及び配置図）
別添 4 のとおり
5. 水銀の発生、水銀の処理及び水銀の排出に係る系統の概要図
別添 5 のとおり
6. 水銀排出施設及び水銀処理施設の構造概要図（主要寸法を記載）
別添 6 のとおり
7. 大気中に水銀を排出する排出口の構造概要図
（主要寸法及び排出ガスの測定箇所を記載（排出ガスの測定口は直径10cm程度以上が望ましい））
別添 7 のとおり

連絡先

公害防止の担当部課	製造管理課 (TEL : 023-600-0000 FAX : 023-600-0001)
担当者職・氏名	施設管理係長 ○○○○

※ 水銀排出施設設置等の届出の際には、この様式も併せて添付してください。
なお、既に法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により届け出ている場合は、当該届出に係る受理書の写しの添付により、これらの書類のうち2、3以外の書類の添付を省略できます。

様式第4

氏名等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事

殿

〇〇市〇〇町〇〇

① 届出者 〇〇工業株式会社

代表取締役 山形太郎

②

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、

〔大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)

~~水質汚濁防止法第10条~~

~~ダイオキシン類対策特別措置法第18条~~

〕の規定により、次のとおり届け出ます。

④ 変更の内容	変更前	代表取締役 松波一郎	※整理番号	
	変更後	代表取締役 山形太郎	※受理年月日	
変更年月日		⑤ 〇年〇月〇日	※備考	
変更の理由		⑥ 代表者変更のため		
(ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設)の別		③ ばい煙発生施設 水銀排出施設	※整理番号	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

氏名等変更届出書

- ・ 届出者の氏名、事業場の所在地、事業場の名称等に変更があった場合に届け出ること。
- ・ 変更の日から30日以内に届け出ること。
- ・ 届出書は正本およびその写しの2部提出すること
- ・ 複数の工場・事業場について、一つの届出書で届け出る場合は、該当する工場・事業場の名称及び所在地を記載した一覧を添付すること。

① 届出者の氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(1) 氏名等

- ・ 個人の場合は、個人の氏名を記入すること。
- ・ 法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入すること。
- ・ 任意組合、共同企業体の場合は、原則としてすべての構成員（構成企業の代表者）が届け出ること。ただし、(2)のとおり、委任状の添付により、被委任者が届け出ることができる。また、共同企業体等で協定書等により届出に係る代表者を明確に規定している場合には、その資料を添付することにより当該代表者名で届け出ることができる。

(2) 代理人による届出

- ・ 代理人（工場長、行政書士等）が届け出る場合は、委任状を添付すること。（様式例を巻末につけているので参考にすること。）

(3) 住所

- ・ 届出者の住所を記載する。法人の場合、水銀排出施設の設置場所に関わらず当該法人の本社の住所を記載すること。
- ・ 郵便番号も併せて記載すること。

② 変更の事由

- ・ 該当しない部分を二重線で見え消しにすること。（訂正印不要）

③ ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別

- ・ 該当する施設を記入すること。

④ 変更の内容

- ・ 変更の内容を記入すること。

注) 施設の譲受け、借受け等による届出者の地位を承継については、承継届出が必要である。

⑤ 変更年月日

- ・ 届出受理日から30日以上前になる必要があること。

⑥ 変更の理由

- ・ 変更の理由を記入すること。

様式第5

使用廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事

殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇

① 届出者 〇〇工業株式会社

代表取締役 山形太郎

②

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項、及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	③	ばい煙発生施設	※整理番号			
			水銀排出施設				
		工場又は事業場の名称	④ 〇〇工業株式会社 山形工場			※受理年月日	
		工場又は事業場の所在地	⑤ △△市△△町△△			※施設番号	年 月 日
		施設の種類の種類	⑥ 廃棄物焼却炉 (1号炉)			※備考	
施設の設置場所	⑦ 所在地に同じ						
使用廃止年月日	⑧ 〇年〇月〇日						
使用廃止の理由	⑨ 更新のため						

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は該当する全てのものを記載すること。

使用廃止届出書

- ・ 使用を廃止した日から30日以内に届け出ること。
- ・ 届出書は正本およびその写しの2部提出すること

① 届出者の氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(1) 氏名等

- ・ 個人の場合は、個人の氏名を記入すること。
- ・ 法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入すること。
- ・ 任意組合、共同企業体の場合は、原則としてすべての構成員（構成企業の代表者）が届け出ること。ただし、(3)のとおり、委任状の添付により、被委任者が届け出ることができる。また、共同企業体等で協定書等により届出に係る代表者を明確に規定している場合には、その資料を添付することにより当該代表者名で届け出ることができる。

(2) 代理人による届出

- ・ 代理人（工場長、行政書士等）が届け出る場合は、委任状を添付すること。（様式例を巻末につけているので参考とすること。）

(3) 住所

- ・ 届出者の住所を記載する。法人の場合、水銀排出施設の設置場所に関わらず当該法人の本社の住所を記載すること。
- ・ 郵便番号も併せて記載すること。

② 施設の種類

- ・ 該当しない部分を二重線で見え消しにすること。（訂正印不要）

③ ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別

- ・ 該当する施設を記入すること。

④ 工場又は事業場の名称

⑤ 工場又は事業場の所在地

- ・ 届出の対象となる水銀排出施設が設置されていた工場・事業場の名称及び所在地を記載すること。

⑥ 施設の種類

- ・ 届出の対象となる施設の種類を記載すること。
- ・ 廃止する施設を明確にするため、施設番号も付記すること。
（例）廃棄物焼却炉（1号炉）
- ・ 水銀排出施設にも該当する場合であって、施設番号がばい煙発生施設と異なるときは、別紙等により、それぞれの施設番号が分かるようにすること。

⑦ 施設の設置場所

- ・ 「所在地に同じ」と記載するのみでよい。

⑧ 使用廃止の年月日

- ・ 施設の使用を廃止した年月日を記載すること。

⑨ 使用廃止の理由

- ・ 使用を廃止した理由を具体的に記載すること。
（例）老朽化のため、更新のため等

様式第6

承 継 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事

殿

〇〇市〇〇町〇〇

① 届出者

〇〇産業株式会社

代表取締役 松波太郎

〔
ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、~~一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設~~）
~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）~~
〕

に係る届出者の地位を承継したので、

〔
大気汚染防止法第12条第3項（第17条の13第2項、~~第18条の13第2項、第18条の36~~において準用する場合を含む。）
~~水質汚濁防止法第11条第3項~~
~~ダイオキシン類対策特別措置法第19条~~
〕

の規定により、次のとおり届け出ます。

〔 ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設 〕の別	② ばい煙発生施設 水銀排出施設	※整理番号	
工場又は事業場の名称	③〇〇産業株式会社 山形工場	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	△△市△△町△△	※施設番号	
施設 特定施設 の種類	④ ボイラー	※備 考	
施設 特定施設又は有害物質貯蔵指定 の設置場所	⑤ 所在地に同じ		
承継の年月日	⑥ 〇年〇月〇日		
被 承 継 者	⑦ 氏名又は名称	〇〇工業株式会社	
	住所	〇〇市〇〇町〇〇	
承継の原因	⑧譲渡のため		

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は該当する全てのものを記載すること。

承継届出書

- ・ 届出をした者から施設を譲り受け、又は借り受ける等により届出者の地位を承継した場合に届け出ること。
- ・ 承継した日から30日以内に届け出ること。
- ・ 複数の工場・事業場について、一つの届出書で届け出の場合は、該当する工場・事業場の名称及び所在地を記載した一覧を添付すること。

① 届出者の氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(1) 氏名等

- ・ 個人の場合は、個人の氏名を記入すること。
- ・ 法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入すること。
- ・ 任意組合、共同企業体の場合は、原則としてすべての構成員（構成企業の代表者）が届け出ること。ただし、(3)のとおり、委任状の添付により、被委任者が届け出ることができる。また、共同企業体等で協定書等により届出に係る代表者を明確に規定している場合には、その資料を添付することにより当該代表者名で届け出ることができる。

(2) 代理人による届出

- ・ 代理人（工場長、行政書士等）が届け出の場合は、委任状を添付すること。（巻末の様式例を参考にすること。）

(3) 住所

- ・ 届出者の住所を記載する。法人の場合、ばい煙発生施設の設置場所に関わらず当該法人の本社の住所を記載すること。
- ・ 郵便番号も併せて記載すること。

② ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別

- ・ 該当する施設を記入すること。

③ 工場又は事業場の名称

- ・ 承継後の工場・事業場の名称について記入すること。
- ・ 承継による工場・事業場の名称の変更については、氏名等変更届出は要しない。

④ 施設の種類

- ・ 表2を参考に施設の種類を記入すること。

⑤ 施設の設置場所

- ・ 「所在地に同じ」等の記載方法でよい。

⑥ 承継の年月日

- ・ 届出受理日から30日以上前になる必要があること。

⑦ 被承継者

- ・ 従前の届出者を記入すること。

⑧ 承継の原因

- ・ 承継の原因を記入すること。
（例）「法人化のため」、「合併のため」、「譲渡のため」、「相続のため」等

資料編

法の対象となる水銀排出施設及び排出基準一覧

番号 (注1)	大気汚染防止法 水銀排出施設		排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)		標準酸素濃度 O_n (注3)
			新規施設	既存施設 (注2)	
1	小型石炭混焼ボイラー		10	15	6 (0s)
2	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー		8	10	6 (0s)
3	一次施設	銅又は工業金	15	30	0s
4		鉛又は亜鉛	30	50	0s
5	二次施設	銅	50	300	0s
		鉛又は亜鉛	50	400	0s
6		工業金	30	50	0s
7	セメントの製造の用に供する焼成炉		50	80 (注4)	10 (0s)
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉等)		30	50	12 (0s)
9	石炭ガス化複合発電施設 (IGCC 施設)		8	10	16 (0s)
10	水銀回収施設		50	100	12 (0s)

注1) 規則別表第3の3の項番号

注2) 施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）ただし、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更等）をした場合は、新規施設の排出基準が適用。

注3) 標準酸素濃度補正方式による補正

注4) 原料とする石灰石中の水銀含有量が 0.05 mg-Hg/kg 以上であるものについては、 $140 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$

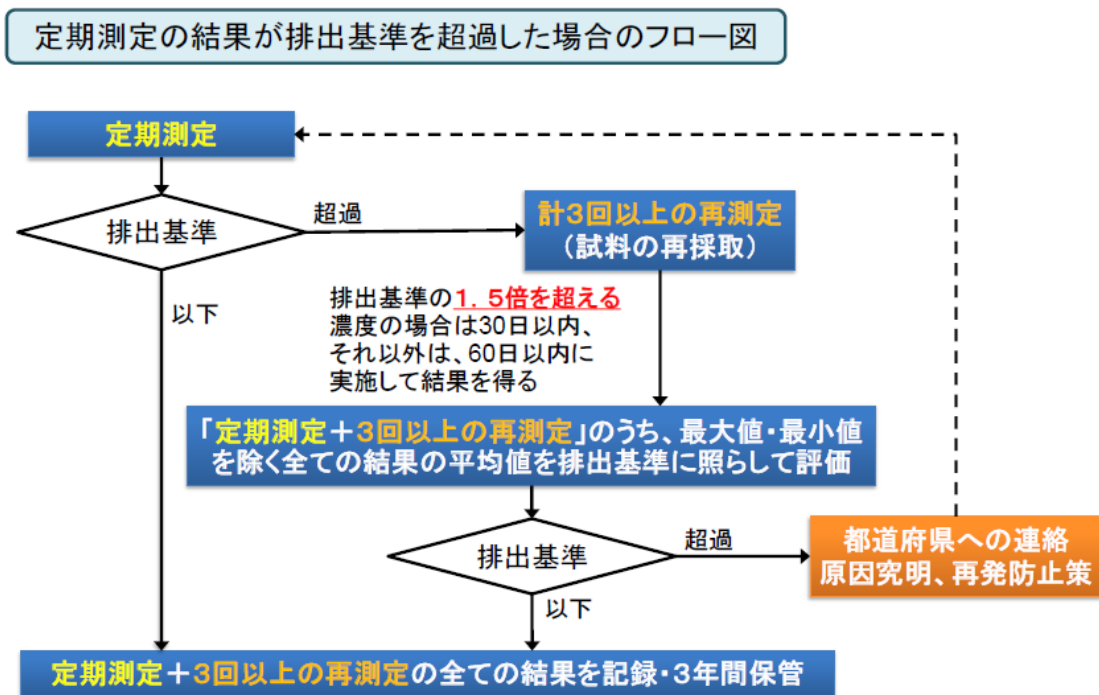
水銀濃度の測定義務

大気汚染防止法施行規則第16条の12で定める以下の回数水銀濃度を測定し、その結果の記録を3年間保存しなければなりません。

- ① 排出ガス量が4万Nm³/時以上の施設：4か月に1回以上
- ② 排出ガス量が4万Nm³/時未満の施設：6か月に1回以上
- ③ 専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉、専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉：年1回以上

排出基準を上回る濃度が検出された場合

- ① 水銀排出施設の稼働条件を一定に保ったうえで、速やかに3回以上の再測定（試料採取を含む。）を実施する。
 - ※ 初回の測定結果が排出基準の値の1.5倍を超過していた場合は、初回の測定結果が得られた日から30日以内に、それ以外の場合は60日以内に実施
 - ② 初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除くすべての測定結果の平均値により評価する。
 - ※ 測定結果は最大及び最小を含むすべての値について記録・保管すること。
 - ③ 再測定後の評価で、排出基準を上回る場合は、管轄する総合支庁に連絡するとともに、原因究明を行い、再発防止のための抑制措置をとること。
- ※水銀の連続測定を実施している場合、「排出ガス中の水銀濃度の連続測定に係る技術的留意事項」を参照のこと



参考様式

委 任 状

私は、
を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

大気汚染防止法に基づく水銀排出施設の届出に係る一切の権限

年 月 日

住 所
法 人 名
代表者名

山形県知事

殿

届出先・問い合わせ先

届出や問い合わせは、工場・事業場の所在地を管轄する下記の総合支庁担当課まで
なお、山形市内の工場・事業場についての届出に関しては、山形市担当課に確認してください。

村山総合支庁保健福祉環境部環境課

〒990-2492 山形市鉄砲町2丁目19-68
023-621-8419、8429（直通）

最上総合支庁保健福祉環境部環境課

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034
0233-28-1287（直通）

置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

〒992-0012 米沢市金池7丁目1-50
0238-26-6035（直通）

庄内総合支庁保健福祉環境部環境課

〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1
0235-66-4744、5706、5708（直通）